

2020年度③

# 憲法

(全 2 ページ)

## 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 憲 法③

次の問題 I ・ II のうち 1 間を選択して解答しなさい。(100 点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

I

議会少数政党 A の議員らは、公職選挙法の戸別訪問の禁止（138 条）によって支持者の拡大が妨げられている面があり、問題だと考えている。

戸別訪問を禁止する理由として、①買収、利害誘導等の温床になりやすい、②選挙人の生活上の平穏を害する、③候補者側が訪問回数を競争し、多額の出費が必要となる、④投票が情実に支配されやすくなるといったことが挙げられている。

A の議員らは、戸別訪問の禁止を撤廃する改正案を検討している。あなたは、A の議員から依頼を受けて、法律家として、戸別訪問の禁止が違憲であると主張するための助言を求められた。この依頼にどのように応答するか、述べなさい。

### 【公職選挙法】

(戸別訪問)

第 138 条 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。

2 いかなる方法をもつてするを問わず、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言いあらわす行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第 239 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金に処する。

一～二 (略)

三 第 138 条の規定に違反して戸別訪問をした者

四 (略)

2 (略)

## II

現在、多くの法律案を内閣が国会に提出しているが、なぜ内閣に法律案の提出権があると考えられているのか、憲法 41 条の規定に留意して説明しなさい。

また、憲法改正案の原案を、内閣が国会に提出することはできるか、法律案の場合との異同を踏まえて論じなさい。